

## 園芸農家等経営継続緊急支援金を支給します



農林振興部農林畜産課  
☎22-1136

### ◆園芸農家等経営継続緊急支援金とは

下記の「対象となる方」に、支援金を支給するものです。

#### ◇支給額

- (1) 個人農業者 10万円
- (2) 法人等農業者 30万円

### ◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象期間のうち任意のひと月の売上が減少した、市内の農産物等生産販売農業者等

※家事消費のみや、持続化給付金該当農業者は除く

### ◆対象期間は

令和2年3月1日から同年10月31日まで

### ◆申請期間は

令和2年6月15日から同年11月30日まで

### ◆申請方法は

原則「郵送申請」

※申請書は栗原市Webサイト、市農林畜産課、各総合支所窓口で配布

### ◆申請に必要なもの

- ◇申請書（様式第1号）
- ◇前年と本年同月の対比により売上減少が確認できる書類（伝票、帳簿等の写し）
- ◇本人確認のできる書類（保険証、運転免許証等写し）  
※法人等にあつては、組織の定款又は規約の写し
- ◇口座情報の確認できる通帳等の写し

### ◆課税上の取扱い 課税

農業収入の「雑収入」に含まれます。そのため令和2年分の確定申告に含めて申告する必要があります。

## 3. 国等において実施する支援

### 学生支援緊急給付金

【文部科学省】

アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっている学生等へ、最大20万円を給付  
(住民税非課税世帯の学生 20万円、その他の学生 10万円)

■申請先 各大学等  
■問合せ先 日本学生支援機構  
詳しくは次のホームページをご確認ください。  
「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

## 支援制度 連絡先一覧 (市役所)

### ◆栗原市役所 本庁舎

(築館薬師一丁目7番1号)

- 社会福祉課 ☎22-1340 (1階)
- 介護福祉課 ☎22-1350 (1階)
- 子育て支援課 ☎22-2360 (1階)
- 健康推進課 ☎22-0370 (1階)
- 税務課 ☎22-1121 (1階)
- 人事課 ☎22-1159 (2階)

### ◆栗原市役所 金成庁舎

(金成沢辺町沖200番地)

- 教育総務課 ☎42-3511 (2階)
- 学校教育課 ☎42-3512 (2階)

### ◆ふるさとセンター

(築館薬師一丁目7番1号)

- 田園観光課 ☎22-1151 (2階)
- 産業戦略課 ☎22-1220 (2階)
- 農林畜産課 ☎22-1136 (2階)

### ◆栗原中央病院内

(築館宮野中央三丁目1番地1)

- 医療管理課 ☎21-5631 (2階)

### ◆各総合支所

#### 市民サービス課

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ● 築館<br>☎22-1111 | ● 瀬峰<br>☎38-2111  |
| ● 若柳<br>☎32-2121 | ● 鶯沢<br>☎55-2111  |
| ● 栗駒<br>☎45-2111 | ● 金成<br>☎42-1111  |
| ● 清水<br>☎58-2111 | ● 志波姫<br>☎25-3111 |
| ● 一迫<br>☎52-2111 | ● 花山<br>☎56-2111  |

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>